

# 賛助会員規程

公益財団法人琴平海洋会館

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人琴平海洋会館（以下「海洋会館」という。）定款第59条の規定に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定める。

(会員種別)

第2条 賛助会員は、海洋会館の事業目的に賛同する団体若しくは企業又は個人とする。

2 賛助会員は、次の各号に定めるところにより、特別賛助会員、法人賛助会員、個人賛助会員に区分する。

- (1) 特別賛助会員 大口拠出の賛助会員をいう。
- (2) 法人賛助会員 団体または企業である賛助会員をいう。
- (3) 個人賛助会員 個人である賛助会員をいう。

(入会)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、別紙様式による入会等申込書に所定の事項を記入し、会長に申し込むものとする。

(賛助会費)

第4条 賛助会員は、毎年度、次の各号に規定する一定額の賛助会費を納入するものとする。

- (1) 特別賛助会員 1口5万円 2口以上
  - (2) 法人賛助会員 1口5千円 2口以上
  - (3) 個人賛助会員 1口5千円 1口以上
- 2 年度途中で賛助会員となった場合の入会年度の賛助会費は、前項の規定にかかわらず、年額を12で除して得た額に加入月数を乗じた額とする。但し、加入月数を乗じて得た額に100円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 賛助会費は、毎年度7月末日までに納入するものとする。但し、年度の途中において入会した場合は、入会時に賛助会費を納入するものとする。

(賛助会費の使途)

第5条 前条の賛助会費は、その50%以上90%以内を公益目的事業費に、他は管理費に使用するものとする。

(退会)

第6条 賛助会員で退会しようとする者は、文書をもって会長に届け出るものとする。

2 賛助会員が退会した場合は、既納の賛助会費は返還しないものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年6月21日から施行する。

この規程は、平成26年6月23日から施行する。

この規程は、令和3年6月21日から施行する。